

定款（2024 年 10 月 1 日施行）

第10条（経費の負担）

本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。但し、本協会の会員規約に従った会費を納入している者はこの限りでない。

社員区分	負担額
法人社員	入社時並びに次年度以降毎年5万円以上
個人社員	① 正会員 正会員会費をもって充当する  ② 正会員以外の個人社員 入社時並びに次年度以後毎年1万円以上

以上